

---

仙 台 市  
補装具費支給制度  
Q & A

《聴覚障害編・販売店向け》

---

目 次

基本編.....	(2)
判定編.....	(4)
その他.....	(5)

令和4年9月  
仙台市障害者総合支援センター

## はじめに

この資料は、聴覚障害の補装具費支給事務にかかるQ & Aです。

「厚生労働省補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」「厚生労働省補装具費支給事務取扱要領」「厚生労働省補装具費支給事務取扱指針」「厚生労働省補装具関連Q & A」等の中から、聴覚障害の補装具費支給に関する事項を抜粋し、わかりやすく修正したものを記載しております。補装具費支給制度の詳細に関しては、厚生労働省ホームページ**障害福祉**→**施策情報**→**福祉用具**→**補装具費支給制度**に掲載されています。

## 基本編

	問い合わせ	回答
1	支給対象となる方は？	<p>次のうち、補聴器の装用によりきこえの改善が見込まれる方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方。</li> <li>・障害者総合支援法の難病等対象疾病に該当し、高度難聴と同程度の方。</li> </ul>
2	人工内耳は補装具費支給制度の対象か？	<p>下記については、当制度の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①補聴援助システム(特例補装具)</li> <li>②人工内耳の体外器の一部修理費</li> </ul>
3	補聴器の1具・2具とは？	1具は「片耳分」、2具は「両耳分」です。
4	2具支給の対象は？	<p>他の補装具と同じように原則1具(片耳分)の支給です。</p> <p>言語獲得に両耳装用が必要な場合、幼少期から両耳装用をしている場合、就学・就労等により両耳装用が必要と認められる場合は2具(両耳分)の支給となります。</p>
5	2具支給の例は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語獲得のため、多くの言語音を入力する必要がある。</li> <li>・就労中であり、両耳装用しなければ、やりとりができず仕事ができない。</li> <li>・非営利団体の代表をしている。相談対応や出張も多く、両耳装用しなければ活動ができない。</li> <li>・就学しており、両耳装用しなければ講義が聞き取れない。</li> <li>・幼少期から難聴で両耳装用をしてきたため、すでに両耳の補聴器が体の一部となっている。</li> <li>・乳幼児を育てており、両耳装用しなければ子どもの声に気付くことができない。</li> <li>・視覚障害があり、視覚的な情報が得られない。両耳装用し、音情報を可能な限り取得しなければ、生活ができない、等。</li> </ul>
6	本人が希望する補聴器が支給されるのか？	<p>本市では、基本的にポケット型もしくは耳かけ型の支給となります。</p> <p>ポケット型もしくは耳かけ型の装用が困難な場合、他の型式の支給となります。</p>
7	耳あな型の支給例は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事でヘルメットの装着義務がある。耳かけ型ではヘルメットをかぶることができず仕事ができない。</li> <li>・手術の後遺症等で耳介(耳たぶ)が変形しており、耳かけ型をかけることができない。</li> <li>・耳介が柔らかく、耳かけ型をかけても外れてしまう。</li> <li>・呼吸器障害があり、在宅酸素療法をしている。酸素のチューブをかけているため、その上に耳かけ型をかけても外れてしまう。</li> <li>・抗がん剤の治療で脱毛している。常時ニット帽を深くかぶっているため、耳かけ型ではハウリングが起きてしまう、等。</li> </ul>
8	補聴システムはどのような場合に支給対象となるのか。	<p>重度難聴用補聴器を装用している方で、就学・就労等により補聴システムの必要性が認められる場合、支給対象となります。その場合、意見書や判定は不要です。</p> <p>重度難聴用補聴器以外の補聴器または人工内耳を装用している方で、就学・就労等により補聴システムの必要性が認められる場合、支給対象となります。その場合、特例補装具としての扱いとなるため、18歳未満であれば意見書の提出、18歳以上であれば当センターで判定を受ける必要があります。</p>

9	再支給は何年ごと？	再支給は基本的に補聴器の耐用年数である5年を目安としています。 ただし、聴力が低下し既存の補聴器では効果がない場合や、修理不能な場合などはその限りではありません。
10	「高度難聴用」と「重度難聴用」の基準は？	下記①②いずれかを満たすものを高度難聴用補聴器としています。 ①JIS C 5512—2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値140デシベル未満のもの。 ②JIS C 5512—201による。90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。  下記③④いずれかを満たすものを重度難聴用補聴器としています。 ③JIS C 5512—2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。 ④JIS C 5512—2015による。90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。
11	申請者は基準額に、差額を自己負担し、希望の補聴器を購入して良いか？	「高度難聴用補聴器」の支給決定に対し、「重度難聴用補聴器」を差額自己負担で購入することは「機能の追加」と考えられ不適切です。 「耳かけ型」の支給決定に対し、差額自己負担で「耳あな型」を購入することは認められています。
12	高額な補聴器等が支給されることがあるのか？	特例補装具費支給の対象として、適切と判断された場合、支給されます。 児童の場合は意見書を、成人の場合は当センターの判定結果を参考に、支給の適否が判断されます。
13	差額を自己負担し購入した製品の修理費は？	支給決定した補聴器の修理基準額分が支給されます。  例)「高度難聴用耳かけ型」の支給決定に対し、差額を自己負担し「耳あな型」を購入し、マイクロホンの交換の修理を要した場合、「耳あな型マイクロホン交換」ではなく「耳かけ型マイクロホン交換」の修理基準額分の支給となります。
14	デジタル補聴器加算とは？	言語聴覚士または認定補聴器技能者が、デジタル補聴器を調整した際に認められる加算です。 見積書と一緒に、「デジタル加算証明書」を提出してください。
15	既に購入した補聴器の購入費は対象となるのか？	既に購入した補聴器は対象なりません。 購入前に申請が必要です。 また、自費購入した補聴器の修理費は、必要が認められる場合、支給対象となります。
16	申請から支給決定までにどれくらい時間を要するか？	書類がすべて整う等、条件がそろっている場合は、1か月弱となります。 必要書類が整っていない場合や、本人の都合等により、決定に数か月を要する場合もあります。

## 判定編

	問い合わせ	回答
1	補聴器の購入費の支給には、判定を受ける必要があるのか？	18才未満の方と修理申請の方は判定を受ける必要はありません。
2	判定方法は？	「直接(来所)判定」と「文書判定」があります。
3	補装具費支給意見書にかかる料金は？	概ね、初診料、診察料、検査料、文書料等がかかります。 文書料は医療機関によります。
4	直接(来所)判定とは？	ご本人が当センターに来所し、医師の診察を受けます。 その際、聴力検査や補聴器の試聴結果の確認等をします。必要に応じて当センターで聴力を測定します。また、難聴や補聴器等に関する相談等にも応じています。
5	直接(来所)判定で要する時間は？	10～15分程度です。 相談希望がある方は、相談内容により要する時間は異なります。
6	文書判定とは？	補装具費支給意見書、補聴器の試聴結果、他の情報等を、整理・確認・検討等をしています。ご本人が当センターに来所する必要はありません。
7	判定の日時は？	直接(来所)判定も文書判定も基本的には下記の日時に実施しております  第1水曜日 9:00～12:00 第3木曜日 14:00～17:00 第4木曜日 14:00～17:00  直接(来所)判定は予約制です。 各区役所・宮城総合支所に申請後、当センターから申請者に日程調整の連絡をします。
8	特例補装具の判定とは？	診察や聴力検査、製品の比較、補装具を使用する環境等の実態調査等をしています。 その後、当センターの判定会議で検討し、必要性の判断をしています。  複数回の調査となることもあり、支給の可否の結果が出るまで数か月かかることも少なくありません。
9	試聴結果の提出の依頼があった。様式はあるか？	本市では、実際に購入希望の補聴器を販売店で試聴することを推奨しています。 また、販売店での試聴結果も判定の判断材料としています。 そのため、販売店での試聴結果の提出をお願いしています。 様式は任意です。 下記についての情報の提供をお願いします。 オージオグラム 試聴した補聴器のメーカー名・モデル名 装用耳 装用効果測定値(音場閾値、語音明瞭度等、販売店で通常実施している測定方法の結果)

## その他

	問い合わせ	回答
1	意見書の作成希望の方がいるが、かかりつけの耳鼻科がない。意見書はどこの耳鼻科で作成してもらえるか？	<p>意見書を作成できる医師は身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医と自立支援医療機関の専門医です。</p> <p>指定医については、当センターもしくは各区役所・宮城総合支所にご確認ください。</p> <p>自立支援医療機関については、当センターホームページに一覧を掲載しています。</p> 
2	申請者から、代理受領登録の希望があった。代理受領登録とは何か。	<p>補装具費支給制度では、「償還払い」と「代理受領」という二つの支払い方法があります。</p> <p>償還払い：支給決定後に申請者（市民）本人が支給費を各区役所・宮城総合支所に請求する。</p> <p>代理受領：支給決定後に販売店が支給費を各区役所・宮城総合支所に請求する。</p> <p>代理受領をするには、販売店が本市に代理受領登録をする必要があります。</p> <p>申請書は当センターのホームページ内にあります。</p> <p>当センターホームページのコンテンツメニュー「補装具・日常生活用具」⇒「補装具業者の方へ」⇒「補装具費代理受領に関する手続種類」</p> 